

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年10月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第37号

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第16条第3項前段」の右に「又は第4項」を加える。

第8号様式注以外の部分中「第16条第3項前段」を「第16条 第3項前段 第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)